



Title	デザイン理論 7号 会則/奥付
Author(s)	
Citation	デザイン理論. 1968, 7, p. 127-129
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/52531
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

会 則

第1章 総 則

第1条 本会を関西意匠学会と称する。

第2条 本会の事務所を当分の間、京都工芸繊維大学工芸学部意匠工芸学教室に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は意匠に関する会員相互の研究により意匠学の進展を図ることを、目的とする。

第4条 本会は次の事業を行うことができる。

1. 各種研究会の開催。
2. 機関誌その他の編集又は発行。
3. 意匠に関する研究者共同の便宜、利益を図るための諸活動、及び諸事業。
4. その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は正会員、学生会員、法人会員、賛助会員とする。

1. 正会員 意匠各部門の研究又は従事者であり、会費を納入する者。
2. 学生会員 学校在学中の者。(但し卒業後は学生会員としての資格を喪失する)。
3. 法人会員 法人又は団体の名において、本会の事業に参加する者。当該法人に所属する職員5名以内が、本会主催の諸集会、各種研究会に出席することが出来る。
4. 賛助会員 本会の事業に賛同する後援者。

第4章 役 員

第6条 本会に左の役員を置く。

会長 1名

委 員 若 干 名
幹 事 若 干 名
会計監事 2 名

- 第7条 会長は委員の推薦による。
- 第8条 委員、幹事及会計監事は正会員中より選出する。
- 第9条 委員会は本会運営の方策を協議し、幹事は運営の事務を担当する。
会計監事は会計監査を行う。
- 第10条 役員の任期は2年とする。
但し、再選を妨げない。
- 第11条 本会は顧問を置くことができる。
顧問は委員会が推薦し、会長がこれを委嘱する。

第5章 会 議

- 第12条 会議は総会及び委員会とする。
総会は年一回これを開く。
別に委員会が必要と認めた場合、又は、正会員総数の3分の2以上の要求ある時これを開く。
- 第13条 総会の決議により会則を変更することができる。

第6章 会 計

- 第14条 本会の経費は会費及び補助金その他を以ってこれに当てる。
- 第15条 本会の会計は4月1日より始まり翌年3月31日終る。
- 第16条 会費は総会に於て決定する。
- 正会員 年額 1,000円
学生会員 年額 500円
法人会員 1口年 3,000円（学校法人）
1口年 5,000円（一般法人）
賛助会員 委員会がこれを定める。（1口年10,000円）
- 第17条 新会員の場合は振替入金を以って新会員とする。

編集後記

今回は10周年記念号に当たる。編集にも特に念を入れるつもりで、各パートの責任者を設け、その人たちから執筆者を推薦してもらった。おかげで、多彩な論稿を集めることができて、編集担当の委員幹事一同、喜び感謝している。

表紙のデザインも、中村 真氏の手によって装を新たにすることができた。この学会誌も七号目をむかえ、若木の伸びゆく勢いを見せはじめたように思える。経済上の事情が許せば、もっと量的にも大部のものにしたかったが、思うにまかせなかつた。御了解を願いたい。

この号から、デザイン関係の出版文献目録を掲載することにした。今回は何かと不十分な点が多く、大方の御助言をいただきたいと思っている。一層充実させて便利なものにしたい。目録の作成に御助力下さった方々に、また編集雑務で世話になつた京工織大の羽生君に感謝の意を表する。

(河本 記)

デザイン理論 第7号

昭和43年11月発行

—— 非売品 ——

編集発行 関西意匠学会会誌編集委員会

編集責任者 京都工芸繊維大学意匠工芸学教室

河 本 敦 夫

印 刷 有限会社 北斗プリント社
